

平成23年度事業見直し内容について

平成23年度事業見直し内容(案)については、意見募集や区民と区長の対話集会の機会を通じ、見直し内容の検討を進めてきた。このたび見直し内容として取りまとめたので報告する。

1 見直し事業

見直し事項数及び財政効果

(単位:千円)

部(室)名	事項数	24年度財政効果	25年度財政効果	26年度財政効果	27年度財政効果
政策室	6	327,324	19,062	56,609	56,609
経営室	6	29,891	36,128	36,325	36,599
都市政策推進室	4	19,021	29,821	31,621	31,621
地域支えあい推進室	5	5,734	71,705	150,504	150,504
区民サービス管理部	4	185,832	178,093	179,211	180,340
子ども教育部 (教育委員会事務局)	15	52,419	14,819	△ 45,556	△ 156,671
健康福祉部	24	29,030	42,699	54,065	66,443
環境部	2	47,120	47,120	47,120	47,120
都市基盤部	8	40,058	40,761	39,629	38,497
合 計	74	736,429	480,208	549,528	451,062

注:財政効果の欄の数値は、平成23年度予算と比較して歳出の減または、歳入の増となる金額である。なお、人件費の削減額及び現時点で金額を見積ることのできない経費は除く。

2 人件費の削減

今回の見直しにより職員2000人計画を前倒しする。

(各年度当初の人数)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職員総数(再任用数)(人)		2,391(172)	2,331(161)	2,223(157)	2,111(182)	2,000(173)
対23年度削減数(人)			60	168	280	391
財政効果(千円) (対23年度削減額)	常勤		521,312	1,322,004	2,174,753	3,030,387
	再任用		38,307	52,219	△34,731	△3,429
合計(千円)			559,619	1,374,223	2,140,022	3,026,958

※財政効果は職員給の比較であり、退職手当は含まない。

(増減内訳)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
退職者数合計(人)		109	118	122	121	104
定年退職者数(人)		69	78	82	81	64
勧奨・普通退職者数(人)		40	40	40	40	40
新規採用者数(人)		42	49	10	10	10

3 平成27年度までに売却を予定する施設・用地

施設名
旧第六中学校
南江古田保育園
松が丘保育園
本郷保育園
丸山児童館
宮園詰所
野方1-24の用地
旧館山健康学園
旧仙石原中野荘
東中野南自転車駐車場

〈政策室〉

(単位:千円)

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
男女共同参画センター (職員2.6名分)	内容		庁内移転。施設管理職員数の減	管理経費の減	
区役所内に移転する。	財政効果		—	37,547	37,547
中野区災害対策基金	内容	基金の廃止			
廃止する。積立額(平成23年度見込み額308,262千円)については、他の基金へ繰り入れ、耐震改修等の財源とする。	財政効果	308,262			
区報発行	内容	発行回数、ページの減ほか			
発行回数を1回減らして年23回とし、年3回の24ページ版をやめて、全て16ページ版とする。	財政効果	7,938	7,938	7,938	7,938
外国人向け広報	内容	発行回数の減ほか			
英語と中国語で年6回発行していた外国語版の広報を、年4回発行とし、新たにハングルを加える。また、ホームページに英・中・ハングル対応の自動翻訳機能を導入する。	財政効果	386	386	386	386
情報安全システム外部監査	内容	監査方法の見直し			
特定のシステムについてのみ実地監査で行っていた外部監査を、全てのシステムを対象としたチェックシートを活用した外部監査に切り替える。	財政効果	2,674	2,674	2,674	2,674
庁内情報ネットワーク回線設備	内容	地域通信拠点の統合			
区役所本庁舎と各施設をつなぐネットワーク通信機器について、通信の中継点である地域通信拠点の設置場所を、15か所から5か所に統合する。	財政効果	8,064	8,064	8,064	8,064

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

〈経営室〉

(単位:千円)

見直し事項名 見直しの内容	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職員数の削減	内容				
別掲	財政効果				
職員研修センターの目的外使用	内容	管理委託費の減 使用料収入の減			
休日、平日夜間の職員研修センターの目的外使用を廃止する。	財政効果	218	218	218	218
被服貸与	内容	貸与対象の見直し			
被服貸与の対象を見直す。	財政効果	352	352	352	352
中野区職員互助会補助金	内容	補助対象事業の見直しに伴う補助金の減	職員数減に伴う補助金の減	職員数減に伴う補助金の減	職員数減に伴う補助金の減
選択制福利厚生事業など、区が補助対象としている事業への補助額を削減する。	財政効果	9,911	10,178	10,375	10,649
庁舎北側駐車場運営	内容	コインパーキング方式移行による収入増(7月から)	コインパーキング方式移行による収入増(年間)		
庁舎北側駐車場をコインパーキング方式とし、有料利用を開庁日にも拡大する。	財政効果	18,440	24,410	24,410	24,410
庁有車の適正配置	内容	台数減による維持費の減			
庁有車を適正に配置することにより、維持費の削減と買換えの抑制を図る。	財政効果	970	970	970	970

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

〈都市政策推進室〉

(単位:千円)

見直し事項名 見直しの内容	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
産業経済融資あつ旋 (職員2.3名分)	内容	事業執行方法の見直しによる職員数の減 相談員報償費の減			
あつせん申込み時の手続きを簡素化し、金融機関での受付とする。	財政効果	1,280	1,280	1,280	1,280
中野区シルバー人材センター補助金	内容	補助金の減	補助金の減	補助金の減	
中野区シルバー人材センターへの補助内容を見直し、補助額を削減する。	財政効果	1,800	3,600	5,400	5,400
中野区中小企業退職金共済会補助金	内容	運営補助の廃止 (移管、解散、精算の支援)	移管、解散、精算の支援の終了 残余財産の受入れほか		
中野区中小企業退職金共済会の他制度への移管、解散に伴い、同共済会への補助を廃止する。	財政効果	13,941	20,941	20,941	20,941
中野区勤労者サービスセンター補助金	内容	補助金の減	補助金の減		
中野区勤労者サービスセンターへの補助内容を見直し、補助額を削減する。	財政効果	2,000	4,000	4,000	4,000

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

〈地域支えあい推進室〉

(単位:千円)

見直し事項名 見直しの内容	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区民公益活動に関する政策助成金	内容	助成規模の縮小 基準の見直し			
交付基準の適正化を図るとともに、規模を縮小する。	財政効果	1,136	1,136	1,136	1,136
精神障害回復者社会生活適応訓練	内容	実施施設の減			
訓練の実施場所を区内4か所のすこやか福祉センターから3か所に統合し、効果的な支援を行う。	財政効果	1,239	1,239	1,239	1,239
区民歯科相談	内容	事業の廃止			
すこやか福祉センターで行っている区民歯科相談事業を廃止する。	財政効果	438	438	438	438
高齢者福祉センター	内容		弥生・松が丘 センターの廃止	堀江・鷺宮セ ンターの廃止	
高齢者福祉センターを廃止し、廃止後の施設を保健福祉や介護予防の基盤の充実のために活用する。	財政効果		64,799	143,598	143,598
入浴困難高齢者支援入浴	内容	高齢者会館での事業廃止 介護保険法の適用	介護保険法の適用		
介護保険制度の改正に伴い、高齢者会館等での入浴事業を廃止し、公衆浴場等を利用した介護予防・日常生活支援総合事業として実施する。	財政効果	2,921	4,093	4,093	4,093

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

〈区民サービス管理部〉

(単位:千円)

見直し事項名 見直しの内容	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
消費生活センター	内容	都補助の縮小による区負担の増及び事業の縮小	都補助の廃止		
都補助金の段階的な廃止に伴い、PR事業を縮小する。現状の相談体制は維持する。	財政効果	△ 2,609	△ 5,580	△ 5,580	△ 5,580
収納対策(税務)	内容	臨戸徴収、滞納処分強化による増収	臨戸徴収、滞納処分強化による増収	臨戸徴収、滞納処分強化による増収	臨戸徴収、滞納処分強化による増収
従来の一斉臨戸徴収(4,000件)に加え、全庁体制による新たな徴収チームを設置し、臨戸徴収(6,000件)を実施するとともに滞納処分を強化し、特別区民税の収納率向上を図る。	財政効果	110,700	111,807	112,925	114,054
収納対策(保険医療) (職員36.8名分)	内容	委託化による職員数の減 収納対策強化	収納対策強化		
窓口業務の委託化と徴収業務の強化を行い、収納率の向上を図る。	財政効果	62,741	71,866	71,866	71,866
高額介護サービス費等資金貸付基金	内容	基金の廃止			
利用実績を踏まえ、廃止する。	財政効果	15,000			

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

<子ども教育部(教育委員会事務局)>

(単位:千円)

見直し事項名 見直しの内容	年 度	24年度	25年度	26年度	27年度
社会科見学・遠足代公費負担	内容		公費負担の廃止		
廃止する。	財政効果		27,921	27,921	27,921
就学援助	内容	基準の見直しほか			
対象者の認定基準を見直す。また、学用品費等の支給額を見直し、私立小・中学校在籍者への支給を廃止する。	財政効果	15,089	15,089	15,089	15,089
学校用務業務 (職員117名分)	内容		職員数の減	職員数の減	職員数の減
学校用務業務の委託化を進め、職員数の削減を図る。	財政効果		—	—	—
肢体不自由特別支援学級	内容			緑野肢体不自由学級の廃止	
重度・重複障害児を対象とする事業を創設すると共に、肢体不自由特別支援学級を廃止する。	財政効果			18,227	18,227
学童緊急一時保育	内容	学童緊急一時保育事業の委託の廃止			
民間学童クラブの自主事業として実施する。	財政効果	30	30	30	30
常葉少年自然の家廃止・体験学習選択制(移動教室)の導入	内容	廃止	選択制を導入		
常葉少年自然の家を廃止し、移動教室に選択制を導入する。	財政効果	30,342	11,322	11,322	11,322
児童トワイライトステイ(さつき寮)	内容	ショートステイとの統合			
ショートステイ事業と一体的に実施する。	財政効果	2,062	2,062	2,062	2,062

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
病後児保育 (職員2名分)	内容	時間延長 職員体制見直し			
利用時間を延長するとともに、区立保育園における当該事業の職員体制を見直す。	財政効果	1,240	1,240	1,240	1,240
休日保育	内容	一部廃止			
年末保育と重複している12月29日・30日及び利用者が少ない12月31日の休日保育を廃止する。	財政効果	261	261	261	261
母子家庭自立支援教育訓練給付金	内容	給付金の支給 見直し			
国制度にあわせ、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない者のみを対象として、入学料及び受講料の2割支給に縮小する。	財政効果	592	592	592	592
保育園保育料等	内容	審議会の設置・検討	保育料の改定等		
保育園保育料の改定を行うとともに、認証保育所等の保護者補助金の額を見直す。	財政効果	△ 552			
区立保育園の民営化 (職員19名分)	内容	保護者説明 事業者選定	保護者説明 建設準備	施設建設 運営引継	現園の廃園による維持 管理費の減 民営化に伴う職員数の減 私立保育園に対する扶 助費の増
松が丘保育園の建て替え、民営化の計画を前倒しする。	財政効果	△ 1,330	△ 48,383	△ 126,985	△ 238,100
乳幼児一時保育料・緊急一時保育料等	内容	一時保育料ほ かの増			
一時保育料を増額するとともに、緊急一時保育における食費の徴収を行う。	財政効果	396	396	396	396

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
外国人学校保護者補助	内容	所得制限の導入			
所得制限を導入する。	財政効果	1,536	1,536	1,536	1,536
児童福祉法による保育所運営費	内容	一部減額			
保育園に入園した児童にかかる保育経費のうち、区が単独で加算している経費の一部を減額する。	財政効果	2,753	2,753	2,753	2,753

〈健康福祉部〉

(単位:千円)

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
おむつサービス	内容	所得制限額の引き下げ(半年間)	所得制限額の引き下げ(年間)		
おむつサービス(紙おむつを含む)の所得制限額について、生計中心者の区民税額から前年所得額へと変更するとともに、所得制限額を引き下げる。	財政効果	1,549	3,675	3,675	3,675
高齢者自立支援住宅改修	内容	給付限度額の引き下げ			
自立支援住宅改修(浴室、洗面所、トイレ改善)の給付限度額を引き下げる。	財政効果	1,400	1,400	1,400	1,400
旧区立特養3施設運営法人への経営支援補助	内容	補助金の減	補助金の減	補助金の減	補助金の減
補助内容、補助金額を見直す。	財政効果	11,009	22,013	33,017	45,233

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
腰痛・膝痛予防体操教室	内容	介護保険サービスへの移行			
介護保険制度によるサービスへ移行する(介護保険特別会計への移行)とともに、集団指導方式に変更する。	財政効果	△ 177	—	—	—
区民健診受診結果報告書 (職員1.3名分)	内容	臨時職員賃金等減 委託化による 職員数の減			
点検業務を委託する。	財政効果	3,216	3,216	3,216	3,216
がん等検診	内容	検討	見直し		
がん検診等の見直しに向けて検討を行う。	財政効果	—	—		
眼科検診	内容	事業の縮小			
対象年齢や検査項目を縮小して実施する。	財政効果	22,661	22,661	22,661	22,661
人工肛門用装具等購入費助成	内容	酸素購入費助成の廃止	経過措置の終了(日常生活用具給付制度への移行)		
日常生活用具給付制度への移行を進める。	財政効果	132	132	132	132
福祉タクシー	内容	所得制限の導入			
所得制限を導入する。	財政効果	8,650	8,650	8,650	8,650
視覚障害者の同行援護	内容	移行による経費減 自己負担金への助成			
移動支援から新設の同行援護へ移行する。このため発生する自己負担金に対して助成を行う。	財政効果	5,723	5,723	5,723	5,723

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
障害者地域自立生活支援センターの運営	内容	平日夜間及び土日の窓口開設時間の短縮			
利用実態にあわせ、相談窓口の開設時間を短縮する。	財政効果	1,404	1,404	1,404	1,404
東部福祉作業施設	内容	事業者負担の導入			
障害者自立支援法への移行に伴い、光熱水費を事業者の負担とする。	財政効果	600	600	600	600
民営福祉作業所運営補助	内容	運営費補助の廃止 自立支援給付費の支給			
障害者自立支援法への移行に伴い、廃止する。	財政効果	9,704	9,704	9,704	9,704
精神障害者共同作業所運営補助	内容	運営費補助の廃止 自立支援給付費の支給			
障害者自立支援法への移行に伴い、廃止する。	財政効果	5,266	5,266	5,266	5,266
障害者通所施設の利用者健康診断	内容	事業者負担の導入 対象施設の拡大			
事業者負担を導入するとともに、対象施設数を拡大する。	財政効果	△ 19	△ 19	△ 19	△ 19
中野福祉作業所 (職員14名分)	内容	指定管理委託料の増 職員数の減			
指定管理者制度を導入する。	財政効果	△ 67,400	△ 67,400	△ 67,400	△ 67,400
障害者通所施設利用者食費負担軽減支援	内容	昼食代の助成 廃止			
国制度が廃止される場合には、区の支援についても廃止する。	財政効果	17,046	17,046	17,046	17,046

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
生活保護世帯への法外援護	内容	法外援護の一部廃止			
法外援護のうち、学童衣・運動衣購入費、修学旅行支度金を廃止する。	財政効果	2,817	2,817	2,817	2,817
向精神薬等の重複処方に関する指導	内容	生活保護費の抑制	生活保護費の抑制	生活保護費の抑制	生活保護費の抑制
処方に関する適正受診指導を図るため、調査を年3回実施する(調査費用は全額国庫補助)。	財政効果	162	324	486	648
生活援護・高齢者居宅介護支援	内容	職員数増の抑制			
対象者の増加に対応して、委託を拡大する(委託費は全額国庫補助)。	財政効果	—			
文化芸術	内容	実施回数の減			
野方WIZでの音楽会の実施回数等の見直しを行い、経費の削減を図る。	財政効果	346	346	346	346
なかの生涯学習大学	内容	1学年の新受講料の増	1学年と2学年の新受講料の増	1学年から3学年の新受講料の増	
年間受講料を新学年より3000円から5000円に引き上げる。	財政効果	321	521	721	721
いずみ教室	内容	自動車使用料(4,000円)の利用者負担導入			
宿泊学習における自動車使用料について、一部自己負担とする。	財政効果	484	484	484	484
地域生涯学習館	内容	地域生涯学習館の廃止			
廃止する。廃止後は学校施設とする。	財政効果	4,136	4,136	4,136	4,136

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

〈環境部〉

(単位:千円)

見直し事項名 見直しの内容	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ISO等認証取得支援事業(ISO9001、ISO14001、エコアクション21)	内容	補助金の廃止			
補助金を廃止する。	財政効果	2,252	2,252	2,252	2,252
ごみ収集・資源回収	内容	曜日配車の導入 破碎回収機増設について検討	破碎回収機増設		
雇上車に曜日配車を導入し、台数を削減する。 また、ペットボトル破碎回収機の増設などによる回収経費の削減を図る。	財政効果	44,868	44,868	44,868	44,868

〈都市基盤部〉

(単位:千円)

見直し事項名 見直しの内容	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区営住宅等の運営 (職員5.6名分)	内容	職員数の減			
指定管理業務の範囲を拡大する。	財政効果	—	—	—	—
道路維持補修	内容	工事発注の工夫			
工事発注単位の工夫等(発注単位の変更等)によって経費の削減を図る。	財政効果	14,400	14,400	14,400	14,400
宮園詰所	内容	詰所の廃止	光熱水費の減		
廃止し、跡地は売却する。	財政効果	4,887	5,222	5,222	5,222

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

見直し事項名	年度	24年度	25年度	26年度	27年度
見直しの内容					
建築審査・指導 (職員10.9名分)	内容	システム導入 職員数の減	システム利用 経費の増	システム利用 経費の増	システム利用 経費の増
建築審査・指導業務を合理化するため、建築確認業務支援システムを導入する。	財政効果	△ 482	△ 1,614	△ 2,746	△ 3,878
耐震補強設計費助成	内容	廃止			
法改正に伴い、廃止する。	財政効果	300	300	300	300
高床助成	内容	規模縮小	廃止		
廃止する。	財政効果	1,500	3,000	3,000	3,000
放置自転車対策 (職員6.9名分)	内容	委託内容見直し 宮園自転車 保管場所廃止 職員数の減			
委託内容の見直しを行うとともに、宮園自転車保管場所を廃止し、機能を移転する。	財政効果	8,989	8,989	8,989	8,989
自転車駐車場運営	内容	運営経費の減			
利用率の低い自転車駐車場の運営の見直しを行う。	財政効果	10,464	10,464	10,464	10,464

見直し事項名の欄に、(職員〇名分)と記載されている場合は、平成23年度の当該事業に係る業務量を人数で表したものである。

**「平成２３年度事業見直し内容(案)」、「平成２４年度予算の主な取り組み(案)」
に関する区民等の意見募集の結果について**

「平成２３年度事業見直し内容（案）」等についての、「区民と区長の対話集会」による意見交換及び電子メール等による意見募集の結果は、以下のとおりである。

１ 対話集会（意見交換）の実施状況

（１）実施日時・場所等

【会場】 区役所 ７階第 ８・９ 会議室

【開催日等】 平成 ２ ３ 年 １ ２ 月 ８ 日（木）午後 ７ 時～ ９ 時

【参加者数】 ４ ０ 人

（２）意見等の概要（質疑は除く）

①「平成２３年度事業見直し内容（案）」に関するもの 【事業ごとの意見】

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
1	【政策室】 区報発行について	今回の見直しは、区報のポスティングの単価に響いてくるのか。教育日よりはどうなるのか。	ページ数の減や発行回数の減により、委託料の単価が下がると共に、総額も減少する。教育日よりは今の形のままで、変更はない。
2	【地域支えあい推進室】 精神障害回復者社会生活適応訓練について	4 か所が 3 か所になると、精神保健が後退する。なぜ、当事業が見直しの対象になったのか。参加者が少なくても、その人たちを核に人数が増え、活動の場が広がる。少なくとも障害者の就労の機会ではある。長いスパンで考えてもらいたい。 参加者が少ないと言うが、ニーズ調査を実施してからでなければ減らすのは時期尚早である。ニーズ調査の結果を報告してからにしてほしい。	中部と南部の利用者が少ないことから見直しの対象となった。新規利用者も少なく、利用者は 10 人以下である。効果的にグループワークができない状況にあり、1 か所にして一緒にやることで訓練の効果があがると考える。 個々のニーズについては、すこやか福祉センターには専門的な知識を持ったスタッフがいるので、4 か所の相談窓口で個々の利用者のニーズを見極め必要な支援をしていく。地域ごとの特性については引き続き、分析を行っていききたい。
3	【地域支えあい推進室】 高齢者福祉センターについて	高齢者福祉センターによって、高齢者は外出の機会を得ており、健康に寄与している。単に廃止というのではなく、現在の機能を活用しつつ、地域の人を活用することで、低コストで継続するという方向性は考えられないか。	区では、高齢者の施策として高齢者福祉センターと高齢者会館の 2 種の施設を設置している。今後は、高齢者会館を拠点として介護予防に焦点をあてた展開を図りたい。高齢者福祉センターは多くの人が利用しているが、高齢者会館と比較して年間経費が膨大である。4 か所の高齢者福祉センターは、高齢者も含め、広く保健福祉・介護予防の場として活用していきたい。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
4	【地域支えあい推進室】 高齢者福祉センター、高齢者会館について	鷺宮高齢者福祉センターで活動しているサークル数は約40にものぼる。介護予防基盤の充実というが、高齢者の行き場を失くさないでほしい。	A型としての高齢者福祉センターは廃止するが、高齢者の施設としては何らかの機能を継続することを検討したい。高齢者の行き場を無くすということではない。
5	【健康福祉部】 障害者通所施設利用者食費負担軽減支援について	- 生活保護費を受給している。社会復帰のため、仲町就労支援事業所を利用しているが、食費負担軽減の支援策が打ち切られると、給食代 500 円を自己負担しなくてはなくなる。就労による収入は少なく、赤字になってしまう。国の廃止に合わせ、区も廃止するというのはやめてほしい。 - せっかく就労しても、弁当代を自己負担すると赤字になってしまう。国がやめるにしても、生活困窮者を区が助けるという訳にはいかないのか。 - 障害者の中には賃金がもらえないほど、重度の人がいる。月 6,000 円は努力しても得られない額である。国の制度が福祉の平等性を担保できていない現状を区はどう考えるのか。廃止はもとより、額を減らしてでも、続けてほしい。	食事提供体制加算は、調理場のある施設に対し、食材以外の部分について加算する国の制度であり、区は独自に調理場のない施設に対しての補助をしてきた。 国の当支援策は、もともと障害者自立支援法ができてから 3 年間の時限的な施策であり、その後 3 年延長し、平成 23 年度終了予定となった。このことを受け、区でも廃止を提案させていただいたところである。 今回国が加算をやめるとなると、区の補助のみを残すのは、公平性を欠くことになる。この制度は、国のとる方向性が基本となるものであり、厳しい状況のもと、区が独自施策をとることは困難であり、国に沿った選択をすることとしたい。

②「平成23年度事業見直し内容（案）」に関するもの【その他全般の意見】

No.	区民からの意見	区の見解・回答
1	【政策室・都市政策推進室】 財政が厳しいというが、まちづくり関連の見直しが見当たらない。まちづくりについては見直しを考えていないのか。	全ての事業を対象に見直しを行った。まちの開発は今後の中野の発展に必要なことだと考えている。
2	【政策室・都市政策推進室】 これから新設される大学と区は連携し、税収を増やす手立てを図るべきだ。	今後、警大跡地には3校の大学が設置されるが、これらの大学とは連携を取り合い、産業振興に結びつけていきたい。
3	【経営室】 東電以外の特定規模電気事業者などを使って電気料金を安くすることを区は考えないのか。	区では23区の清掃工場で得た電力を一部学校で使用している。 一般の施設での特定規模電気事業者の活用についても、現在検討しているところである。
4	【健康福祉部】 後期高齢者の健診を見直す考えはあるのか。	後期高齢者の健診については、現時点では見直しを考えていない。
5	【経営室・都市政策推進室】 本町五丁目の土地の取得、今後の中野体育館周辺の土地の取得により、計約174億円もの経費を要する。土地開発公社の理事長は副区長で、実態は区と同じである。金利だけでも大きな額になる。こうした中で、事業見直しによって弱者に対する施策を削るのはいかがなものか。	土地開発公社は、まちづくりに必要な土地を先行取得するための機関であり、借入金があるのは事実である。本町五丁目の1ヘクタールほどの土地については将来公園をつくる予定である。国や都の補助金を活用し、金利、事務負担を除くと、区からの持ち出しがないように計画している。

③「平成24年度予算の主な取り組み（案）」に関するもの

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
1	【都市政策推進室】 警察大学校跡地に産業振興拠点を開設	警察大学校等跡地地区に新たにできる産業振興拠点だが、それを活用する事業者の募集を行うと聞いている。選定方法等に関しては失敗がないよう留意していただきたい。	コンテンツ産業等に詳しい第三者で構成する審査会を設け、業者の選定を行っていききたい。

2 意見募集期間（11月24～12月15日）における意見・質問等の受付状況

（1）件数

189 件（内訳：電子メール 41、ファックス 23、郵送 21、窓口 36、電話 36、その他 32）

（2）意見等の概要（質疑は除く）

①「平成23年度事業見直し内容（案）」に関するもの 【事業ごとの意見】

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
1	【政策室】 区報発行に関連して	区報の発行回数を減らすのなら、図書館でホームページが見られるようにしてほしい。	既に中央図書館ではインターネットを閲覧できるオープン利用端末を設置している。なお、区報のバック・ナンバーについては、区内の全図書館で閲覧できる。
2	【政策室】 区報発行	区報を減らすのは、知らなくてもかまわないということか。	発行回数を24回から1回減らし23回にするが、情報をわかりやすく確実に伝えるように紙面づくりを工夫したい。また、ホームページ等でも随時情報提供していくのでご利用願いたい。
3	【政策室】 区報発行	区報は各家庭に配布せず、人の集まる所、例えば駅、図書館、郵便局等におくべきだ。	区報は、区から広く区民にお知らせすべき内容を掲載しているものであるため、配布方法として、各戸配布が最もふさわしいと考えている。なお、各戸配布の他、区内の駅、図書館、区民活動センターにも区報を配置している。
4	【政策室】 男女共同参画センターの移転	男女共同参画センターは、移転により、団体活動の支援のための施設提供や、情報コーナーの縮小があると考えるが、その機能のカバーはどのように考えているのか。	男女共同参画のための団体活動の施設提供はなくなる。（仮）産業振興センター集会室の目的外利用について今後検討する。 また、情報コーナーの書籍は、選書して必要な図書については図書館に配置する予定である。
5	【政策室】 中野区災害対策基金	基金の廃止により、耐震改修の財源とするのは良いが、そもそもこの基金を設立する意味はあったのか。 これまでの政策評価等々を記載するべきだ。	災害時に、即応して必要な経費を確保するため設けたものであるが、多額の経費が必要となる大規模災害時には、区の基金全体を活用した対応を図るよう見直しを行い、当基金を廃止するものである。廃止後の当基金の積立金残高については、現在必要となっている耐震改修の財源として有効に活用していく。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
6	【経営室】 職員数の削減	新規採用者数が25年度から激減しているが、新規採用の抑制は将来の中野区の力の低下に繋がらないか。また、多様な人材を受け入れることで組織の均一化を防ぎ、風通しの良い組織となるが、その対策は。新規採用を抑制するより、再任用を抑制する方が先ではないか。	今回の見直しは「職員2,000人体制に向けての方策」の目標年次を1年早めるものである。区では昨年5月に「中野区人材育成ビジョン」を策定し、コンピテンシーモデルによる人材マネジメントを進めている。これにより職員一人ひとりの職務能力を高め、職員数が減少しても組織の活力が損なわれないよう人材育成を進めていく。また、必要に応じて専門的な知識を有する経験者や任期付職員を活用し、複雑・高度化する行政課題に対応していく。
7	【経営室】 中野区職員互助会補助金	互助会への補助金は何の事業に使用されていたのか、精査がされていないと聞いた。この精査も行なうべきだ。また、他の福利厚生団体と重複している事業については、支出を見直すべきだ。	互助会事業への補助については、職員の福利厚生事業に関する地方公務員法に基づく使用者責任を果たすため、必要な経費を区として負担している。補助対象事業については、平成17年度の11事業を平成23年度に7事業と見直している。また、平成24年度予算では、厳しい財政状況などを勘案し、補助金額を削減している。今後も補助金のあり方については、引き続き見直しを行っている。
8	【経営室】 中野区職員互助会補助金	職員互助会は、職員相互の資金を拠出し合って独立採算で運営されるべきものであり、区が補助金を交付することは常識的におかしいので廃止すべき。民間企業等では、今般の大震災や不景気等で福利厚生が削減、ないし廃止されているところも多い。そうした観点から、補助金の交付は本末転倒で到底、容認できない。公共サービスを削減する前に、区役所職員自体がまず身を削るべきだ。	
9	【経営室】 庁有車の適正配置	庁有車は極力、削減し、区長等幹部の公用車はハイヤーにすべき。国の独立行政法人等でも役員公用車をハイヤー化しているところが多い。そうした事例を研究し、維持費の削減に大胆に取り組むべきだ。	区長等幹部の公用車については、所有も借り上げもしていない。庁有車のほとんどは、事業活動に伴う荷物運搬のための軽貨物車であり、乗用車タイプではない。これまでも組織の改正、事業の統廃合等の都度、車両配置を見直してきたが、今年度、より適正な配置となるよう全庁的な見直しを行い、維持費を削減した。
10	【都市政策推進室】 中野区シルバー人材センター補助金	補助内容を見直し、補助額削減とあるが、是非、削減について見直してほしい。	同補助金の削減は、事務運営経費に係るもので、事務の効率化を図る。 会員への配分金に影響するものではない。
11	【都市政策推進室】 中野区シルバー人材センター補助金	民業圧迫にならないようなセンターの運営、補助金の支出を望む。	シルバー人材センター事業は、高齢者の雇用の安定に関する法律に基づき、高齢者が就労することにより生きがいの充実を図り、活力ある地域社会づくりを目的としている。自治体はこの活動を支援することとされており、これにより補助しているものである。 また、同センターでは、取扱業務や報酬額の設定において、従前から民業圧迫にならないよう、市場調査や民間事業者との調整等に努めていると承知している。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
12	【都市政策推進室】 中野区勤労者サービスセンター補助金	民間大手と比べても、一部で過大な事業も見受けられる。基本は廃止の方向で見直すべきだ。	中野区勤労者サービスセンター補助金は、事務経費に係るものである。事業費は会費と事業収入で賄っている。 このたびの事業見直しは、同センターに対し事務の効率化を求めているものである。
13	【地域支えあい推進室】 精神障害回復者社会生活適応訓練 (※同様の趣旨の意見が計 11 件あり)	デイケアは身近なところで実施したほうがよく、3 か所に減らすことには反対。参加者の人数が少ないとのことだが、なぜ少ないのか分析したのか。少ないなりのメリットはある。	中部と南部の利用者が少なく効果的にグループワークができない状況にある。統合して 1 か所で一緒にやるのが訓練の効果にもつながる。なぜ参加者が少ないのかは個々の利用者のニーズを見極め、分析を行っていききたい。
14	【地域支えあい推進室】 精神障害回復者社会生活適応訓練	デイケアの統合は賛成である。	統合の効果が発揮できるよう、努めていく。
15	【地域支えあい推進室】 区民歯科相談	歯科医療に関する疑問、苦情等の相談に、どのように対応するのか。また、どのようにかかりつけ歯科医を推進するのか。	口と歯の健康づくりに関する相談は、すこやか福祉センターで随時受け付け、適切に対応する。すこやか福祉センターで実施するさまざまな事業の機会を通じて、かかりつけ歯科医について P R に努めるなど推進していく。
16	【地域支えあい推進室】 区民歯科相談	区民の口と歯の健康づくりに関しては、すこやか福祉センターの取り組みや成人歯科健診、かかりつけ歯科医の推進などで実現することは可能だと考えている。 区民歯科相談は歯科医療全般（苦情含む）についての相談も受けており、回数を減らしてでも（区内 1 か所、月 1 回）実施してほしい。	口と歯の健康づくりに関する相談は、すこやか福祉センターで随時受け付け、適切に対応する。すこやか福祉センターで実施するさまざまな事業の機会を通じて、かかりつけ歯科医について P R に努めるなど推進していく。
17	【地域支えあい推進室】 区民歯科相談	歯科相談を廃止すると、違和感を感じつつも費用の面から後回しにしていた方々の健康が損なわれないか。	歯科衛生士による相談や口と歯に関する助言指導は継続して実施する。区民歯科健診や歯科医師についての情報提供も行う。
18	【地域支えあい推進室】 高齢者福祉センターの廃止	高齢者福祉センターや、高齢者会館については、今後の活用を十分に検討して欲しい。	高齢者福祉センターは廃止するが、高齢者会館的な機能は確保することを検討していく。 高齢者会館では、介護予防事業、健康生きがいづくり事業を展開していきたい。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
19	【地域支えあい推進室】 高齢者福祉センターの廃止 (※同様の趣旨の意見が計4件あり)	①民間の事業者になれば地域との関わりが希薄になるのを懸念している。指定管理という手法を引続き維持できないのか。 ②高齢者福祉センターでは、地域包括支援センター、高齢者在宅サービスセンター等が併設され、元気な時から虚弱な時の対応が可能だ。長寿化により長い高齢期をいかに豊かに暮らしていけるかは重要な課題であり、高齢者が住み慣れた地域で仲間と共に活動できる場所が必要である。 ③現在、集会室を無料で利用しているが、転換後も自主グループ等の活動については、無料にして欲しい。	①民間事業者の専門的な能力を十分に発揮することを狙いとしており、それが実現できる方法で選定することを想定している。 ②専門的な能力をもった民間事業者の活用により、様々な利用者を対象とした施設運営が可能になると考える。 ③自主グループ等の活動の場については、何らかの形で継続できるよう、今後検討していきたい。
20	【地域支えあい推進室】 高齢者福祉センターの廃止	高齢者福祉センターにおいて、入浴の需要は高いが、新施設への転換後は採算性が取れず実施は困難だ。利用者から、入浴廃止に関する異論が出ると思うが代替案はないのか。	民間事業者の提案によっては継続する可能性もある。
21	【地域支えあい推進室】 高齢者福祉センターの廃止	現状を十分に検証し、区民に対して情報提供や意見交換を密にしながら見直しを進めて欲しい。	施設の転換にあたっては、区民の方々の意見を聞く場を設けていく。
22	【区民サービス管理部】 消費生活センター事業の縮小	事業の縮小とあるが、なにを縮小するのか明確にすべき。	消費者行政活性化交付金を充てた事業のうちPR事業は縮小するが、現状の相談体制は維持し、経常事業として実施してきたくらしの講座及び出前講座はこれまでと同様に継続していく。
23	【子ども教育部】 社会科見学・遠足代公費負担	他の区で行っている事業なのか明確にしてほしい。 公費負担廃止により、見学や遠足に行かれない家庭が出る恐れがある。	自治体としての考え方にもよるが、遠足については概ね保護者負担、社会科見学については特定の学年に限り公費負担を行っている自治体が多い。 社会科見学・遠足代は就学援助の対象費目としている。
24	【子ども教育部】 社会科見学・遠足代公費負担	区が子育て支援をどのように行っていくのかという全体像、ビジョンが見えない。全体的な考え方を示す中で削減についても示してほしい。また、社会科見学・遠足代についても私費負担となる。全体的に教育・子育てに厳しい内容で、杉並や練馬など近隣区よりもサービス内容が見劣りをするとの声もある。区としてどう考えるのか。	社会科見学・遠足代は、全額公費負担している区の方が少なく、他区は全額私費負担か特定の学年だけの公費負担となっている。区として、公費負担のあり方について十分に検討した結果である。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
25	【子ども教育部】 社会科見学・遠足代公費負担	社会科見学・遠足代の公費負担廃止など、様々な見直し内容が掲載されているが、他区とのバランスはどうか。 区は住宅事情も悪く、子どもが大きくなるにつれ、他区とのサービスのバランスを見て、転出する方が増えるのではないかと。納税者がいなくなるような見直しでは意味がないのではないかと。	社会科見学・遠足代の全額公費負担を行っている区は数区あるが、大部分の区は全額私費負担や特定の学年のみ負担している状況である。 平成 22 年度 of 社会科見学・遠足代の公費負担の実績は、児童・生徒一人当たり、小学校では約 2,300 円、中学校では約 3,800 円となっている。
26	【子ども教育部】 就学援助	自分は障害者だが就学援助の見直しは困る。	就学援助の見直しについては、制度主旨から準要保護認定基準を生活保護基準額の 1.0 倍に近づけることとし、現行の 1.2 倍から 1.15 倍に改定したいと考えている。
27	【子ども教育部】 肢体不自由特別支援学級	緑野小学校・中学校では、特別支援学級と通常の学級で交流が行われてきた。廃止に伴いこうした伝統がなくなるのは残念。	これまでの伝統は大切にしたいと考えている。また、跡施設において重度・重複障害児対象事業を行う予定であるが、その中で緑野小学校・中学校や地域と交流を行える方策を検討していきたいと考えている。
28	【子ども教育部】 肢体不自由特別支援学級	肢体不自由特別支援学級に在籍する児童及び保護者の意向に沿わない廃止は行わないでほしい。	肢体不自由特別支援学級の廃止に伴い、都立永福学園肢体不自由部門へ転学することになるお子さんもいらっしゃるが、安心して安全に通学できるよう、通学手段などについては保護者と十分話し合う。
29	【子ども教育部】 母子家庭自立支援	母子家庭の支援事業見直しは貧困家庭の増加や連鎖を生みださないか危惧する。	教育訓練給付金については、国制度に合わせて縮小するものである。高等技能訓練については、国の補助が支給額等一部で変更の見込みである。区としては、国制度を活用し、引続き母子家庭の自立支援事業に努めて参りたい。
30	【子ども教育部】 児童福祉法による保育所運営費	区の保育所運営費加算分は 23 区により違いはあるが、私立保育園は 2 時間の延長保育やアレルギー対応などで頑張っており、特に延長保育については特別手当が欲しいくらいだ。せめて運営費加算については現状維持でお願いしたい。	私立保育園の運営費補助については、逼迫した区の財政状況に鑑み、保育所運営充実のための人件費を除く事業費の加算部分について、児童 1 人あたり 1 月 1,300 円としていたものを児童 1 人あたり 1 月 1,000 円に減額するものである。
31	【健康福祉部】 おむつサービス	紙おむつの現物支給の中には、事業所用等で一般に市販されていないものもある。見直し後の所得制限に該当し、サービスが受けられなくなった場合でも、市販されないおむつを委託事業者から、または別の方法で購入できる仕組みを整えてほしい。	現在の委託事業者は、個人向けの配送はしていないが、おむつを取り扱っている直販の事業者からの宅配サービスを受ける事ができる。数社の直販事業者があるので、現在の利用者のニーズにあった事業者を選択してサービスを受ける事ができる。このことについては、制度の見直しの周知とともに利用者へご案内する事としている。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
32	【健康福祉部】 がん等検診	がん検診を廃止することが前提の検討なのか。若い人ががんで命を落とすことも多いため、がん検診を廃止することはおかしい。	がん検診等の見直しについては、区民の健康づくりを支援するため効果的かつ将来的にも持続可能な検診制度の確立と受診率向上の視点も含め有識者を交えた検討会で意見を聞くものであり、がん検診を廃止することが前提ではない。
33	【健康福祉部】 福祉タクシーにおける所得制限の導入	所得制限を導入するだけでなく、1 か月当たりの交付額を3,600円から5,000円台にまで戻してほしい。	平成 24 年度の福祉タクシー券については、平成 23 年度と同額（月額 3,600 円）の交付を予定しており、増額の予定はない。
34	【健康福祉部】 福祉タクシーにおける所得制限の導入	最寄りの地下鉄の駅にはエレベーターもエスカレーターもなく、バスは車内が狭く混雑すると車いすでは乗れないため、タクシーに乗っているのであって、乗をするためにタクシーに乗っているのではない。このタクシー料金は、健常児であれば必要のない交通費であるのに、所得があるからといって、障害児を持つ家庭の負担にするのは納得できない。	福祉タクシー事業は、対象者の増加等により、事業規模が拡大し続けている。このため、所得制限を導入することにより、事業の持続を確保する必要がある なお、福祉タクシーの所得制限は、対象者ご本人の所得について導入するものであり、対象者の属する世帯の所得で判断するものではない。未成年の方の場合も、ご本人が所得超過でなければ、福祉タクシー券の交付対象となる。
35	【健康福祉部】 福祉タクシーにおける所得制限の導入	重度重複障害児・者は、公共交通機関が使いにくく、福祉タクシーによる移動が必要不可欠である。所得制限が導入されると、所得が基準額を少し上回る家庭では、タクシー料金が全額自費となり、かなり負担が増える。障害の状態等も詳細に審査し、段階的に支給額を変える等、重度重複障害児・者の移動が楽になるよう、事業のより一層の充実・工夫をしてほしい。	福祉タクシー事業は、対象者の増加等により、事業規模が拡大し続けている。このため、所得制限を導入することにより、事業の持続を確保する必要がある。 なお、福祉タクシーの所得制限は、対象者ご本人の所得について導入するものであり、対象者の属する世帯の所得で判断するものではない。未成年の方の場合も、ご本人が所得超過でなければ、福祉タクシー券の交付対象となる。 また、交付対象者の要件となる障害の種類や等級の変更、支給額の変更等については、予定していない。
36	【健康福祉部】 障害者通所施設利用者健康診断 (※同様の趣旨の意見が計 10 件あり)	事業者の負担増となるため、反対である。事業者負担のない仕組みの継続を。	利用者の適切な健康管理と施設内での集団感染防止のため、従来、小規模作業所等を対象として実施してきた利用者の健康診断について、障害者自立支援法への移行の完了に合わせ、区内のすべての法内事業者に拡大して実施する。 利用者の健康保持のための適切な処置は、事業者の役割であり、事業運営費の中で負担していただきたい。 なお、実施にあたっては、検査の実費相当部分については、施設設置者の負担とし、特殊なレントゲン車の配置など、検査に係る人件費や場の提供等に係る費用については、引き続き、区の負担として実施することとしている。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
37	【健康福祉部】 障害者通所施設利用者食費負担軽減支援 (※同様の趣旨の意見が計 35 件あり)	①国が廃止するとしても、区は継続してほしい。また、現在の区の補助額が下がったとしても廃止するのではなく、継続することを検討してほしい。 ②早急に廃止とするのではなく、段階的な廃止などを検討してもらいたい。 ③国の加算の継続などに向け、区に要望してほしい。 ④工賃と昼食代を精算する作業所では、昼食代を引かれると、工賃がマイナスになる人も出てくる。労働意欲や作業所への出席意欲が無くなる。また、障害者の工賃 1,000 円は、本人にとって本当に重要なものであることなどを十分に認識してもらいたい。 ⑤利用者が食費を支払うに十分な工賃が確保されていくことが本来である。廃止と並行して工賃アップに必要な施策に積極的に取り組んでももらいたい。	①②③ 食事提供体制加算は、給食調理設備のある通所施設に対し、食材にかかる経費以外の経費について加算する国の制度であり、区は給食調理設備のない施設に対して独自に昼食費の補助を実施してきた。 国の加算は、障害者自立支援法施行後 3 年間の時限的なものであったが、その後 3 年間延長し、平成 23 年度終了予定となっている。 国の加算対象施設と対象外施設の利用者の負担の公平性の確保の観点から、国の加算制度廃止後は、区の補助についても廃止することを提案したものである。 なお、国の加算が継続される場合については、負担の公平性の確保の観点から、区の補助も継続していく考えである。 ④⑤ 共同受注の促進や経営コンサルタント派遣など、就労支援事業所等での工賃アップについては、今後とも、積極的に取り組んでいくこととしている。
38	【健康福祉部】 生活保護世帯への法外援護	生活保護世帯かつ子どもを持つ家庭に対しての見直しは慎重にされるべきで現状では反対。	生活保護世帯に対する子どもへの教育費は、平成 21 年 7 月以降、学習支援費や児童養育加算の創設により、年間基準額で小学生 150,720 円・中学生 171,960 円が増加している。 こうした状況から、学童衣・運動衣・修学旅行支度金にかかる法外援護（小学生年額 19,800 円、中学生年額 24,000 円）は、基準額内で十分賄えるものと考えている。
39	【健康福祉部】 向精神薬等の処方に関する指導	生活保護世帯への支援は国が決めることだが、ぜひ区からも国へ意見を伝えてほしい。 そもそも支給金額が高すぎる。他人に支えてもらっているのだから最低の生活で当然で、ひとりなら 8 万円／月で十分。医療費も全部タダとせず自己負担させて医者通いの抑制につなげるべきである。	生活保護は最後のセーフティーネットとして、国民の負担により受給者の方の生活を支えている制度である。 そのため、医療扶助についても適正な給付に努めているところであるが、現状では受給者の一部に頻回受診や重複処方などのケースも見受けられることから、膨らむ医療扶助についての国民負担を考慮すると、適正な受診抑制は必要であり、何らかの検討をしていく必要があると考えている。
40	【健康福祉部】 地域生涯学習館の廃止 (※同様の趣旨の意見が計 68 件あり)	存続してほしい。 ・練習の場がなくなって困る。 ・地域住民の生涯学習の場である。 ・代替場所を確保してほしい。	・施設利用率が全体として少ない状態が続き、利用団体の広がりも特に見られないため、生涯学習の目的に限定した現在の地域生涯学習館を廃止し、学校施設としての有効活用を図る。 ・団体が利用可能な他の施設のご案内を行っているところである。

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
41	【健康福祉部】 地域生涯学習館の廃止 (※同様の趣旨の意見が 計3件あり)	廃止はやむを得ない。 ・利用率が低いので止むを得ない。 ・いずれ再開してほしい。	今後は学校施設として活用するため、学習館再開はできない。他の施設等の利用をお願いしたい。
42	【健康福祉部】 いずみ教室宿泊学習における自動車使用料の自己負担	少しでも負担軽減してほしい。	宿泊学習に関わるバス借り上げ料に対し参加者から自己負担を求めるもので、一人当たりの経費の半額程度を負担してもらうこととした。 その他にも宿泊学習に関しては、これまでも宿泊費、見学に際しての入園料や、お昼代等が自己負担となっており、今回のバス代を加えても、いずみ教室募集のチラシに明記した範囲内に納まっている。
43	【環境部】 ごみ収集、資源回収	ペットボトルはスーパーで破碎回収機に入れていたが、町会から集積所回収に出すように言われて今は集積所に出している。どうなっているのか。	区としてはどちらに出していただいても資源となり、双方にメリット・デメリットがあるため、優先順位付けはしていない。集積所回収は区民の皆様が家の近くで出せるというメリットがあり、破碎回収機は区として効率的な回収ができる、というメリットがある。そのメリットをご理解いただき、区民の皆様にもう少し破碎回収機を活用していただきたいということである。
44	【環境部】 ごみ収集、資源回収	ペットボトル破碎回収機を全く見ないので、積極的に設置してほしい。	今後随時増設していく予定である。
45	【環境部】 ごみ収集、資源回収	びん缶は食料であることが多いが、ペットは明らかに嗜好品の容器だから、ペットボトルを公共が収集すべきでない。事業者と利用者が負担する制度にすべきである。	嗜好品であるないに関わらず、区域内で家庭から発生するごみや資源は自治体が処理処分を行うという法体系になっており、区が公共で処理せざるを得ない。そのため、より効率化を図っているところである。また、区ではびん・ペットボトルは容器包装リサイクル法のルートで資源化を行っているため、再資源化の経費は特定事業者が負担している。
46	【都市基盤部】 自転車駐車場運営	東中野の駐輪場の利用率がわからないが、代替施設はあるのか。ないならば、廃止すると違法駐輪が増えるのではないか。	東中野南自転車駐車場の利用率は、約30%程度である。 現在整備中の駅前広場に新設予定の自転車駐車場が完成し運営を開始した後、廃止を予定している。
47	【都市基盤部】 放置自転車対策	区の放置自転車対策はおかしい。私は、小さな駅の近隣に住んでおり、駅から100mも離れると住宅地。そこに駐輪している自転車は別に交通妨害にはならないのに「規則だから」と持っていかれてしまう。自転車は、環境にも健康にも好ましい乗り物である。もっと区民が便利に自転車利用できるように対策を考えるべきである。	即時撤去を実施している駅周辺の自転車放置規制区域は、それぞれの駅の利用圏内における自転車の放置状況等を踏まえ、周辺にお住まいの方々の意見を頂いたうえで指定している。 また、自転車放置規制区域となっている各駅周辺には自転車駐車場も整備しており、安全な道路交通、快適な住環境を今後も維持していくためにも、放置自転車対策へご理解をいただきたい。

② 「平成23年度事業見直し内容(案)」に関するもの【その他・全般に対する意見】

No.	区民からの意見	区の見解・回答
1	【政策室】 全般的に、削減、廃止ばかりなので、利用する人や使いたい人に負担が増える。	区では、現在の厳しい財政状況を非常事態と捉え、区の財政規模に応じた持続可能な区政運営をしていくため、全ての事業について抜本的に見直すこととした。
2	【政策室】 見直し案を見て、廃止、削減、負担増の多さ、そればかりに驚き、失望と大きな怒りを感じた。70歳を過ぎ、友人に同年齢の人が多数いるが、ヘルパーの回数も減り、生活が非常に困難になっている。特に乳幼児などの若い人達を大事にすることを主に考えてほしい。高齢者も多数いるが、今のままでは子どもいない区になってしまう。この案では弱者切り捨てである。駅前の大規模開発はなぜ削減したり、見直したりしないのか。街が古くても、少々不便でも、一般区民の生活を第一に考えてほしい。昔の「福祉の中野」に戻してほしい。 【子ども教育部】 公立学校の耐震工事を少しずつ進めてほしい。	また、まちづくりなどの大規模な事業においては、国や都の特定財源、特別区交付金などの確保を図り、十分に財源的裏付けを持って進めていく。 【政策室】 公立学校の耐震補強工事は、計画的に進めていく。 【子ども教育部】
3	【政策室】 ホームページ、対話集会においても情報の見せ方が足りない。今後の改善を希望する。	これまで12月5日号の区報で要約を掲載したほか、ホームページや区民と区長の対話集会において、見直し内容(案)をお示ししてきた。また、個々の事業については各事業の所管において、関係団体や利用者の皆様方へ説明会の開催や、お知らせをお送りするなど、ご理解をいただくよう、説明に努めてきている。
4	【政策室】 全般的になぜ見直し対象となったのかの根拠資料が存在しないため、区民として意見がし辛い状況がある。区民に最初から意見させない、判断させないように考えているのではないかと疑念を抱かざるを得ない。 事業を見直すのであれば、より可視化された議論を得てから行なうべきで、予算編成直前の時期に突然出してくることも違和感を感じる。 また、区長との対話集会でも、部局側に意見を受け止めるという空気がなかったことが残念でならない。	今後、いただいた意見を参考に、より分かりやすい情報提供を行っていくよう、努力してまいりたい。
5	【政策室】 事業見直しの意見募集期間が短い。	予算編成と同時検討を行うことから、スケジュールに関しては適切であると考えている。

③ 「平成24年度予算の主な取り組み（案）」に関するもの

No.	項目名	区民からの意見	区の見解・回答
1	【都市政策推進室】 ①都市型産業の集積・創出促進事業 ②お買い物ポイント	①都市型産業の集積・創出促進事業について ・方向性が曖昧で、事業の将来に不安。 ・民間との連携等をしっかりしてほしい。 ②お買い物、なかのエコポイントについて ・経済効果が疑問。 ・ポイントにより、地元で買い物をする人が増えるのか。 ・現状の説明では賛同できない。	①成長産業とされる都市型産業の集積等により、区内経済活性化を進めるものである。区内の商工団体などと連携して進めることとしている。また、都市型産業の集積・創出を促進する拠点の開設にあたっては、民間の先駆性、専門性を活用することとしている。 ②お買い物ポイント及び地域支えあいポイントについては、関係者の理解が得られるよう努めてきたところであるが、関係者の受け止めはまちまちであり、積極的に利用しようという機運が醸成されなかった。 区財政が危機的な状況にある中で、当事業の見直しが明確でないまま、人的及び財政的資源を投入することは適当でないと考え、お買い物ポイント及び地域支えあいポイントについては、事業化を取りやめることとした。 なかのエコポイントについては、平成24年度は制度の周知に取り組みさらに参加登録者を増やすとともに、次年度ポイント交付の対象に都市ガス使用量の削減を新たに追加するなど制度の拡充を行う。
2	【子ども教育部】 子育て支援関連事業	全般的に子育て支援関連事業が見受けられないのが気になる。将来の納税者を中野区に呼び込む政策が必要だ。	現行のサービスの負担のあり方、提供方法なども含めた見直しを進めながら、将来を見通した的確な支援策の構築に取り組んでいく必要があると考えている。 最優先課題の一つとなっている保育サービスに関しては、なお一層の充実を図るため、区立保育園の民営化による低年齢児の定員増や認証保育所の誘致などを行っていく。
3	【環境部】 家庭でのCO2（二酸化炭素）削減を目指し「なかのエコポイント」制度を拡充	なかのエコポイントを廃止すべきだ。 平成23年度の実績も現況では、乏しく、お粗末である。参加者が現時点で800名弱というのは、PR不足以外の何ものでもない。いまだ区民への周知徹底がなされておらず、加えて、節電啓発については、経産省、東電等もウェブ等で実施しており、区が独自に行う施策の明確な理由に乏しい。使われない大量のパンフレットは印刷費の無駄なので、平成24年度予算には計上すべきでない。節電については、区報、区ウェブサイト、区ツイッター等で広報すれば十分である。	11月末現在、ホームページからの登録と申込書での登録を合わせると1,000名を超えており、さらに参加登録者を増やすため、制度の周知に取り組む。 今夏に、国が家庭に15%の電力需要抑制目標を示したことから、ポイント交付対象を電気使用量の削減率としたが、なかのエコポイント制度は、地球温暖化防止条例において、区民や事業者の努力義務として定めた、冷暖房や給湯、照明・家電等を含む建物全体の省エネ対策の達成支援策として、また、様々なCO2削減の取り組みのインセンティブとすることを目的としている。平成24年度は、都市ガス使用量の削減を新たに追加するなど制度の拡充を行う。